主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人Aの弁護人椎原国隆の上告趣意は違憲をいうが、所論は原判決が是認した 一審判決の適用法条についての具体的な論難ではなく、適法な上告理由に当らない。 その余の被告人らの弁護人らの上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張をいでない もので、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一 一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条(被告人Aにつき)により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年二月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	橋		潔
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	_